

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 19 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 14 件 |

三重国民年金 事案 1078

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月から同年5月まで
② 昭和56年4月から57年6月まで
③ 昭和60年12月

昭和61年6月に結婚した後、市の職員であったか、委託された地元の人であったか、はっきりと覚えていないが、夫の会社を訪れ、私の厚生年金保険加入期間について調査するとともに、「保険法改正の今であれば、国民年金保険料を払込みできる。」と言われたので、未納期間を無くそうと思い、現金を渡した記憶が有る。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年6月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられるところ、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿の記録から、加入手続の時点では同年1月1日まで遡及して国民年金被保険者資格を取得していたものを、同年10月に、申立期間①から③までについて国民年金被保険者期間として追加処理していることが確認できる。

上記の国民年金被保険者期間の追加処理は、申立人に対する厚生年金保険被保険者期間の調査結果に基づき行われたものであることが、申立人が所持する「厚生年金保険被保険者期間調査願」等から確認でき、申立人は、当該調査により追加された期間について、国民年金保険料を遡及納付するよう促されたため納付したと供述しているところ、当該追加処理が行われた昭和61年10月の時点で、申立期間③の保険料については、過年度保険料として遡及納付することが可能な期間であった。

また、申立期間③は1か月と短期間である上、申立人が、申立期間③後の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付していることなどを踏まえると、申立期間③について、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①及び②については、上述の追加処理が行われた時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に聴取しても、遡及して納付した保険料額等についての具体的な記憶も無いほか、申立期間①及び②について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成2年6月から同年9月までの期間及び4年4月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から7年11月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から7年11月まで

私は申立期間のほとんどの期間、兄の経営するA社の取締役就いており、一時期は名前だけの代表取締役にも就いていたが、会社での経理を始めとした実権は会長である兄が握っており、私は経理及び厚生年金保険について一切関与していなかった。保管していた給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金記録の標準報酬月額が相違しているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年6月から同年9月までの期間及び4年4月から7年11月までの期間（平成4年6月、同年7月、5年12月及び7年1月を除く。）については、申立人から提出された給与支払明細書から、申立人の主張するとおり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

また、申立人が給与支払明細書を保管していない平成4年6月、同年7月、5年12月及び7年1月については、前後の月の給与支払明細書から判断すると、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は前後の月と同額であったと推認される。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録

の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認及び推認できる厚生年金保険料控除額及び総支給額から、申立期間のうち、平成2年6月から同年9月までの期間及び4年4月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から7年11月までは59万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成2年10月から4年3月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認でき、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主と連絡が取れないものの、給与明細書において確認及び推認できる保険料控除額又は給与支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1777

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成18年9月1日から21年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち18年9月から20年8月までは28万円、同年9月から同年12月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑥までに係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を、平成18年8月5日は15万2,000円、同年12月28日は11万円、19年8月5日は12万円、同年12月26日は15万8,000円、20年8月5日は9万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人の申立期間①のうち、平成21年1月1日から同年8月1日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月1日から21年8月1日まで
② 平成18年8月5日
③ 平成18年12月28日
④ 平成19年8月5日
⑤ 平成19年12月26日
⑥ 平成20年8月5日

私は、平成 17 年 3 月から 22 年 10 月まで A 社に勤務し、30 万円以上の給料があり、賞与ももらっている上、厚生年金保険料が控除されている。申立期間について、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 17 年 3 月 1 日から 21 年 8 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成 18 年 9 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間及び申立期間②から⑥までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間①のうち、同年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

厚生年金特例法を適用する期間については、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成 18 年 9 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書及び事業所から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、18 年 9 月から 20 年 8 月までの標準報酬月額は 28 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 26 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②から⑥までについて、申立人から提出された賞与支払明細書及び上記賃金台帳によると、申立人は、事業主から賞与の支払を受け、平成 18 年 8 月 5 日は 15 万 2,000 円、同年 12 月 28 日は 11 万円、19 年 8 月 5 日は 12 万円、同年 12 月 26 日は 15 万 8,000 円、20 年 8 月 5 日は 9 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①のうち、平成 18 年 9 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給料支払明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準

報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②から⑥までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、事業主が保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年4月1日から同年9月1日までの期間については、上記賃金台帳から認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成17年3月1日から18年4月1日までの期間については、A社は賃金台帳を保管しておらず、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することはできないが、当該期間当時、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）の標準報酬月額について調査したところ、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立期間①のうち、平成17年3月1日から18年9月1日までの期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生年金保険法を適用する期間について、申立人のオンライン記録によると、申立期間①のうち、平成21年1月1日から同年3月1日までの期間は20万円、同年3月1日から同年8月1日までの期間は17万円と記録されている。

しかし、上記給与支払明細書及び賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、平成21年1月1日から同年8月1日までの期間について、申立人のA社における標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年5月2日から同年9月1日までの期間については、申立人の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間のうち、平成20年9月1日から21年3月1日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる20年5月及び同年6月は標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年5月2日から21年3月1日まで

私は、平成20年5月から月額35万円の給与でA社に雇用され、社会保険等にも加入していた。ねんきん特別便に記載されている標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額は、当時の報酬額及び保険料控除額より少ない金額となっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年5月2日から21年3月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 20 年 5 月 2 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 9 月 1 日から 21 年 3 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成 20 年 5 月 2 日から同年 9 月 1 日までの期間について、申立人から提出された給料明細書及び預金通帳の写し、並びに B 市から提出された 20 年分給与支払報告書によると、申立人が主張するとおり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 20 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、上記資料において認められる厚生年金保険料控除額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の連絡先が不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 20 万円と記録されている。しかし、前述の給料明細書、預金通帳の写し及び 20 年分給与支払報告書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 20 年 5 月及び同年 6 月は標準報酬月額 36 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間のうち、平成 20 年 9 月から 21 年 2 月までの標準報酬月額を 36 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から56年3月まで

父親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納めてくれていた。結婚後は、夫が、私の分も含めて二人分の保険料を納付していた。一人分だけ納付するということは絶対に無いと言っている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親又は申立人の夫が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び申立人が婚姻するまでの保険料納付を行っていたとする申立人の父親も他界しているため、加入手続及び婚姻までの期間の納付状況が不明である。

また、申立人は、時期は明確ではないとしながらも、婚姻前に申立人の父親が国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年4月に払い出されたものであることから、申立人の国民年金加入手続は、その頃行われたと考えられる上、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持し、このほかに所持した記憶は無いとしている年金手帳も、昭和56年4月に払い出された国民年金手帳記号番号に係る年金手帳である上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から8年3月までの期間及び9年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月から8年3月まで
② 平成9年4月から同年6月まで

申立期間当時、国民年金保険料を納付するよう、市から通知などが来ていたので、納付せずに済ますことは無いと思う。滞納することもあったと思うが、必ず、まとめて納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成7年1月頃に払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられるが、申立人に聴取しても、国民年金加入手続についての具体的な記憶は無い上、「通信課程の美容専門学校を卒業後、国民年金保険料の納付書が送られてきた。」とするものの、国民年金保険料をまとめて納付した時期や納付金額等についての具体的な記憶は無く、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、オンライン記録により申立人の国民年金保険料納付状況を確認すると、平成11年8月23日に、9年7月から10年3月までの期間に係る保険料を過年度納付しているが、その時点では、9年7月までが遡及納付可能な期間であったことから判断すると、申立期間については、時効により保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1081

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月から52年3月まで
会社を退職したため、昭和51年9月から同年11月頃までの間に、A市の出張所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、毎月又は3か月ごとに出張所で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和51年9月から同年11月頃までの間にA市の出張所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、戸籍の附票から、申立人が52年5月26日までB町に住民登録を有していることが確認でき、同町に住民登録を有している期間については、A市において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することはできず、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、B町において払い出されたものであり、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和52年5月に払い出されたとみられることから、申立人の国民年金加入手続は、同年同月に同町において行われたと考えられるが、申立人に聴取しても、同町における国民年金保険料納付についての具体的な記憶は無い上、保険料を遡及納付した記憶も無いとしていることから、申立期間に係る保険料が、加入手続後に遡及納付された可能性も低いと考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1082

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から49年3月まで

申立期間当時、私は無職だったので、母親が私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていた。母親は、当時同居していた私の姉たちの保険料と一緒に集金人に払ってくれていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行っていたとする申立人の母親も他界しているため、加入手続き及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年6月に払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は、特例納付によるほかは時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人に聴取しても、申立人の母親から、国民年金保険料の遡及納付に係る説明を受けた記憶は無いとしている上、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料が特例納付された形跡は見当たらず、申立期間の保険料が特例納付により納付されたことも考え難い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年3月から61年3月まで

申立期間当時の勤務先はA業で、健康保険はB健康保険組合に加入していたが、年金には加入していなかったため、20歳になった時点で、母親が、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料も、母親が、納税組合の集金か銀行で納めていた。私と同様に、母親が加入手続や保険料納付をしていた私の妹は、20歳から国民年金の記録が有るので、私だけ加入していないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の母親は、申立人が20歳に到達した際に申立人の国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権により払い出されたものであり、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和60年10月頃に払い出されたものとみられることから、その時点まで申立人は国民年金に加入していなかったと考えられる上、その時点で申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持し、その母親から受け取ったものであるとする年金手帳も、上記の国民年金手帳記号番号により作成されたものである上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 9 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 36 年 8 月 1 日から 38 年 12 月頃まで
③ 昭和 44 年 1 月頃から 48 年 12 月頃まで

申立期間①及び②について、A事業所（現在は、B社）に昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 12 月頃まで継続して勤務していた。

また、申立期間③について、事業所名称は明確でないが、C市で昭和 44 年 1 月頃から 48 年 12 月頃まで約 4 年間勤務していた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人はA事業所に継続して勤務していたとしている。

しかしながら、A事業所において厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、申立人のことを記憶しているものの、勤務時期については記憶していない上、当該同僚についても申立人同様に被保険者期間の欠落がみられ、同事業所の事業主は、従業員について一時期、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B社に照会したところ、「当時の代表取締役は他界しており、当時の資料等は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得、同年 5 月 9 日に資格喪失、その後、新たに健康保険整理番号が払い出されて同年

11月1日付けで被保険者資格を再取得し、36年8月1日に資格喪失しており、これはオンライン記録と一致している。

申立期間③について、申立人は事業所名称を明確に記憶していないことから、申立人が記憶している所在地（C市）において名称が類似した事業所について調査したところ、当該期間において厚生年金保険の適用事業所は3か所あったことが確認できる。

しかし、そのうち事業主に対して照会できた事業所は2か所あったものの、いずれの事業所においても、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間③当時に上記2事業所において厚生年金保険の被保険者であった者に照会を行ったものの、申立人を記憶している者がおらず、申立人の勤務実態について供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間③において、上記2事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 11 日から 37 年 1 月 28 日まで
② 昭和 37 年 2 月 13 日から 39 年 9 月 3 日まで
③ 昭和 40 年 3 月 10 日から 42 年 4 月 5 日まで

平成 10 年 9 月頃に、はがきで脱退手当金に係る厚生年金保険の加入記録を知ったが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、婚姻前の住所が記載されており、脱退手当金計算書の受領署名欄には、申立人の旧姓が署名され、押印がなされていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる上、社会保険事務所（当時）において適正に裁定手続が行われていることが確認できる。

また、脱退手当金の支給に係る最終事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 1 日から 31 年 2 月 22 日まで
② 昭和 31 年 2 月 17 日から 34 年 5 月 18 日まで

私が脱退手当金を支給された日は、災害の後で、大変な時期であり、絶対に受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の支給に係る最終事業所における申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1782

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 8 月 23 日から 37 年 6 月 22 日まで
② 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

申立期間について、脱退手当金が支給されたこととなっているが、私は、請求手続をした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金裁定伺によると、社会保険事務所（当時）は、昭和 40 年 4 月 23 日に請求を受理し、同年 9 月 17 日に支給決定した上、41 年 4 月 8 日に支払っていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金の支給に係る最終事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」と記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1783

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
私は、A社を退職時に脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和41年6月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1784

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 6 日から 38 年 9 月 6 日まで
② 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 2 月 4 日まで
③ 昭和 40 年 1 月 30 日から 41 年 8 月 21 日まで

申立期間の脱退手当金が支給されたこととなっているが、事業所から脱退手当金について説明も無く、請求手続や脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで

A社にはパートとして勤務していたが、会社から脱退手当金についての説明が無かったため、脱退手当金を受領した記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺によると、社会保険事務所（当時）は、昭和 43 年 5 月 18 日に請求を受理し、同年 7 月 2 日に支給決定した上、同年 7 月 16 日に支払っていることが確認できる。

また、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1786

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで

A社（現在は、B社）へ入社した時期は記憶していないが、昭和 45 年に会社の旅行で大阪万博に行っており、健康保険にも加入していた。退社日は 47 年 8 月 31 日である。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶している複数の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険の適用状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「申立人に係る資料は無く不明である。」と回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の元夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 5 月 4 日から同年 9 月 21 日までの期間、45 年 8 月 1 日から 46 年 7 月 31 日までの期間、同年 9 月 4 日から同年 10 月 23 日までの期間及び 47 年 6 月 15 日から同年 8 月 7 日までの期間について、その元夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、申立期間についてA社及びその関係会社であったと推認されるC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の原票は無い。

このほか、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1787 (事案 801 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 15 日から同年 7 月 24 日まで
A社において入社と同時に厚生年金保険に加入した。申立期間について再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、i) A社が保管する労働者名簿により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できるものの、同社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚(申立人が記憶している同僚を含む。)に照会したところ、入社時期を記憶している同僚は、いずれも本人が記憶している入社時期の2か月後から10か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとは言えない状況がうかがえること、ii) 申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、同社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできないこと、iii) 同社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が無く、記載内容に不合理な点は見られないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 1 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料及び事情の提示は無いが、納得できないので確認してほしいと主張しているが、前回連絡の取れなかった同僚を含む複数の同僚に照会したところ、いずれも本人が記憶している入社時期の数か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、当該事業所においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとは言えない状況が改めてうかがえ、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1788

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月 9 日から同年 11 月 26 日まで
② 昭和 46 年 5 月 3 日から 47 年 2 月 22 日まで
③ 昭和 48 年 3 月 12 日から同年 4 月 10 日まで
④ 昭和 49 年 1 月 19 日から 50 年 4 月 1 日まで

申立期間については脱退手当金が支給されたこととなっているが、当該期間の最後に勤務したA社を退職後、国民年金の加入手続をした際に、厚生年金保険から継続して国民年金に加入していくものと考えており、脱退手当金の請求手続や脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、A社における申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1789

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年月11日30日から平成2年2月1日まで
自分でA社を設立し、妻と二人で社会保険に加入し、継続して厚生年金保険料を納付していた。自分が手続をしており、一旦辞めたり妻の国民年金加入手続をしたことは無い。申立期間当時、B社において厚生年金保険に加入していたことは知らなかった。申立期間について、A社において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人はA社の代表取締役、その配偶者は取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和62年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、平成2年2月1日に再度適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所となっていない上、同社は既に廃業しており、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和63年2月1日から平成元年12月21日までの期間についてはB社において厚生年金保険被保険者となっており、当該厚生年金保険記号番号はA社の被保険者期間と同じ番号で管理されている上、B社の当時の代表取締役に聴取したところ、「申立人は自分で会社をしていたが、申立人から当社において健康保険に加入させてほしいと言われた。保険料は本人からもらっていた。」と供述している。

さらに、申立人は、その配偶者もA社において厚生年金保険被保険者となり、申立人と一緒に厚生年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の配偶者は昭和62年12月1日に、国民年金に加入して

保険料を納付しており、申立人がA社において再度被保険者となった平成2年2月1日に、第3号被保険者となっていることが確認できる上、C市に国民健康保険の加入状況について照会したところ、申立期間において申立人の配偶者は国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1790

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月 23 日から 49 年 2 月 13 日まで
② 昭和 49 年 9 月 27 日から 50 年 3 月 1 日まで

私は、A社からB社、その後はC社(現在はD社)まで、切れ間無く働いたにもかかわらず、年金記録に空白期間があることは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社が保管している申立人が昭和49年8月26日に記載し同社の就職時に提出したとする履歴書には、47年11月E社に入社、48年12月E社を退社、同月F社(後のB社)に入社、49年8月F社を退社と記載されていることから、申立人は、申立期間①についてはA社又はF社に、申立期間②についてはF社又はC社に勤務していたことが推認できる。

A社に係る申立期間①について、申立人が記憶している同僚の姓により調査したが、当該同僚を特定することができないことから、オンライン記録で当該期間に同社において厚生年金保険被保険者であった5人の同僚に照会したものの、いずれも当時の記憶は曖昧であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所における申立人の雇用保険の記録は昭和48年12月22日離職となっており、履歴書の記載及び厚生年金保険の記録と一致する。

B社に係る申立期間①及び②について、同社の申立期間当時の事務担当者

に照会したところ、「工場の方は短期間で辞める人も多く、入社後、一定の期間を置いてから厚生年金保険と雇用保険を同時に加入させた。」旨の供述が得られた上、同社における申立人の雇用保険の記録は昭和49年2月13日加入、同年8月24日離職となっており、申立期間当時に同社が社会保険事務を委託していた社会保険労務士事務所が保管する雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿に記載された退職日、履歴書に記載された退職月及び厚生年金保険の記録と一致する。

また、申立人はB社における当時の同僚の氏名を記憶していないため、オンライン記録で申立期間①及び②に同社において厚生年金保険被保険者であった8人の同僚に照会したところ、複数の同僚が申立人を記憶しているものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、B社は平成13年3月6日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の役員に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

D社に係る申立期間②について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について同社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、事業主から「当社では、入社後3か月は試用期間が有り、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨の回答があった上、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚からも「3か月の研修期間があり、すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」旨の回答があったことから、同社においては、必ずしも入社時に合わせて厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 25 日から 38 年 4 月 1 日まで
退職時に事業所から、脱退手当金の説明も無く、脱退手当金を一切受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人の被保険者資格喪失日前後 2 年に資格喪失し、被保険者期間が 2 年以上の者は申立人を含め 16 人であり、このうち脱退手当金の支給記録がある 12 人中 11 人について約 5 か月以内に支給決定されていること、及び申立期間当時の事務担当者の「会社の方で退職予定者に代わり脱退手当金の書類を作成していた。」とする供述を踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 7 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 25 日から同年 10 月 1 日まで

私は、中学校を卒業してA社に入社し、6か月ぐらい勤務したが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶する同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚に照会したものの、当時のA社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、A社は昭和 39 年 7 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本により判明した元代表取締役も他界しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。